

岩手県告示第631号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成23年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町安家字松林地内から大平地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年10月1日から同年11月4日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（地形図作成）